

平成29年7月24日

岡山県環境への負荷の低減に関する条例第48条の規定による公表について

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（以下「条例」という。）において、ベンゼン等の排出抑制や削減計画の公表等が定められている。

指定地域内の事業所から、条例に基づき提出された届出書・報告書について、取りまとめた概要は、次のとおりである。

記

1 指定事業所と施設数について

知事により指定された地域内の事業所に設置されているベンゼン等排出施設は、7事業所126施設である。指定事業所名と排出施設数は次表のとおりである。

(届出施設数については平成29年3月31日現在)

指 定 事 業 所 名	所 在 地	届出施設数
旭化成(株) 水島製造所 (B地区)	潮通3丁目13番地	15
旭化成(株) 水島製造所 (C地区)	児島塩生2767-11	21
JXTG エネルギー(株) 水島製油所A工場	水島海岸通4丁目2番地	29
JXTG エネルギー(株) 水島製油所B工場	潮通2丁目1番地	7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通1丁目	19
三菱ケミカル(株) 水島事業所	潮通3丁目10番地	22
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	水島海岸通3丁目10番地	13
合 計		126

条 例 に 定 め ら れ た 施 設 の 種 類	届出施設数
1. ベンゼンの製造施設	12
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	16
3. ベンゼンの貯蔵施設	67
4. ベンゼンの出荷施設	6
5. ベンゼンの蒸留施設	13
6. コークス炉	12

2 ベンゼンの排出量について

条例第46条第2項の規定により、指定地域内の事業所から報告のあったベンゼン等排出抑制対策実施状況報告書において、指定事業所からのベンゼンの大気への排出量は、平成28年度には4.229 t/年であった。平成27年度の大気排出量は4.204 t/年であり、0.025 t/年増加した。

個々の指定事業所における排出量については、次表のとおりである。

指 定 事 業 所 名	平成 28 年度 排 出 量 (t / 年)	平成 27 年度 排 出 量 (t / 年)	増 減 量 (t / 年)
旭化成(株) 水島製造所 (B地区)	0.133	0.187	▲0.054
旭化成(株) 水島製造所 (C地区)	0.005	0.007	▲0.002
JXTG エネルギー(株) 水島製油所A工場	0.682	0.707	▲0.025
JXTG エネルギー(株) 水島製油所B工場	0.692	0.633	0.059
JFE スチール(株) 西日本製鉄所(倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	2.16	2.0	0.16
三菱ケミカル(株) 水島事業所	0.177	0.210	▲0.033
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	0.38	0.46	▲0.08
合 計	4.229	4.204	0.025

注：上記の排出量については、条例に基づき各指定事業所から報告のあった年度毎の「ベンゼン等排出抑制対策実施状況報告書」による数値である。また、増減量については、「平成28年度排出量－平成27年度排出量」で求めた数値である。

3 ベンゼン排出抑制対策について

条例第45条の規定により、指定事業所から届出のあったベンゼン等の大気排出量の削減計画については、次のとおりであった。

ア 事業所別の平成28年度に実施された排出抑制対策は、次のとおりである。

- (1) 旭化成(株) 水島製造所 (B地区)
 - ・エチレンプラントのベンゼン排出施設を廃止することにより、排出量を削減
- (2) 旭化成(株) 水島製造所 (C地区)
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (3) JXTG エネルギー(株) 水島製油所A工場
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (4) JXTG エネルギー(株) 水島製油所B工場
 - ・第2 常圧蒸留装置における定期修理中のベンゼン蒸散対策(クローズド化による蒸散対策実施)
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (5) JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) , JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場
 - ・コークス炉のドア漏れソフト・ハード対策強化
 - ・No.2 コークス炉更新
 - ・パージ方法最適化 (時間を1/3に短縮) によるパージ量削減
- (6) 三菱ケミカル(株) 水島事業所
 - ・AMEC設立により不要となったため、TK-021 (分解GLS) 廃止
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (7) 三菱瓦斯化学(株) 水島工場
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理

イ 事業所別の平成29年度に実施予定の排出抑制対策は、次のとおりである。

- (1) 旭化成(株) 水島製造所 (B地区)
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (2) 旭化成(株) 水島製造所 (C地区)
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (3) JXTG エネルギー(株) 水島製油所A工場
 - ・移動型活性炭吸着器の使用 (タンク開放時の排出抑制強化)
 - ・ベンゼン関連施設 (届出対象外を含む) のベンゼン蒸散対策の新規検討
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (4) JXTG エネルギー(株) 水島製油所B工場
 - ・第3 常圧蒸留装置における定期修理中のベンゼン蒸散対策(クローズド化による蒸散対策実施)
 - ・ベンゼン関連施設 (届出対象外を含む) のベンゼン蒸散対策の新規検討
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理
- (5) JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) , JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場
 - ・コークス炉(ドア漏れ)装炭車集じん機 監視の強化, 処理設備の維持管理強化
 - ・出荷設備の定期メンテナンスによるベーパー配管の吸引能力保持
- (6) 三菱ケミカル(株) 水島事業所
 - ・AMEC設立により不要となったため、TK-021 (分解GLS) 廃止
- (7) 三菱瓦斯化学(株) 水島工場
 - ・過去に実施した対策の機能維持管理

4 ベンゼン等測定結果について

条例第44条の規定により、各指定事業所により測定された敷地境界のベンゼン濃度については、次表のとおりである。各指定事業所は、2ヵ月に一度、敷地境界の四方の地点を含む4以上の地点において大気中のベンゼン濃度を測定している。

指 定 事 業 所 名	敷地境地点名	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g} / \text{m}^3$)
旭化成(株) 水島製造所 (B地区)	10, 11, 12, H	0.5未満 ~ 84.1
旭化成(株) 水島製造所 (C地区)	6, I, 7, G	0.5未満 ~ 4.9
JXTG エネルギー(株) 水島製油所A工場	K, L, M, 18, R	0.5未満 ~ 18
JXTG エネルギー(株) 水島製油所B工場	13, 14, 15, H	0.5未満 ~ 60
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	S, U, 19, O	0.5未満 ~ 8.4
三菱ケミカル(株) 水島事業所	4, 8, 10, C	0.5未満 ~ 37.4
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	16, 17, P, Q	0.5未満 ~ 6.2

当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり、周辺指定事業所からの影響も考えられる。
測定地点一覧については、別添図面を参照。

別紙 指定事業所敷地境界線における測定地点

